

浜自治会会則

- 第1条 この会は、大津市真野学区浜自治会と称する。
- 第2条 この会の事務所は、浜公民館内に置く。
- 第3条 この会は、隣組組織をもって自治会内住民の連絡をはかり、
会員相互の親睦と自治会活動の総合的發展を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するため必要な事業をおこなう。
- 第5条 この会は、大津市 及び の一部に居住する者をもって組織
- 第6条 する。
- 第6条 この会に、次の役員及び組長を置く。
1. 会 長 1名
 2. 委 員 7名(うち1名は副会長、1名は会計とする。)
 3. 監 事 2名
 4. 組 長 名
- 第7条
1. 会長、委員は総会において選出する。
 2. 副会長及び会計は、委員のうちから会長が委嘱する。
 3. 監事は、前年度の自治会長及び現組長の中から1名を選出する。
 4. 組長は、組員の互選による。
- 第8条
1. 会長の任期は、1年とする。
 2. 委員の任期は2年とし、1年に半数が交替する。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 監事の任期は1年とする。
- 第9条
1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故があるときはこれを代行する。
 2. 会計は、会計事務を行う。
 3. 委員は、自治会運営の推進にあたる。
 4. 監事は、会計を監査する。
 5. 組長は組を代表し自治会の運営にあたる。
- 第10条 会議は、総会、委員会、組長会とする。
- 第11条
1. 総会は、毎年1回以上会長が招集する。
 2. 総会においては、会則の改正、協定事項の審議、事業計画、収支予算、決算の決定承認、役員を選出、その他必要な事項を審議する。
 3. 委員会及び組長会は、必要の都度会長が招集し事業ならびに、運営等に関する事項について審議する。
- 第12条
1. 総会は、過半数の出席がなければ開催できないものとする。
ただし委任状の提出をもって出席とみなす。
 2. 議長は、総会において選出する。
 3. 議事は、多数決によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 第13条
1. この会の経費は、会費及び助成金、寄附金その他の収入をもって充てる。
 2. 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終る。
- 附則
- この会則は、昭和60年4月1日から施行する。
この会則は、平成13年4月1日から改正する。